

## 平成29年第3回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

平成29年 9月13日(水曜日)

午後1時00分開議

第22 一般質問

○出席議員（10名）

1番	余	湖	龍	三	君	2番	川	村	進	君		
3番	西	森	信	夫	君	4番	堤	三	樹	磨	君	
5番	西	山	由	美	子	君	6番	上	原	豊	茂	君
7番	工	藤	弘	喜	君	8番	須	河	徹	君		
9番	河	端	芳	恵	君	10番	山	田	日	出	夫	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊	池	一	春	君							
副	町	長	佐	藤	明	美	君						
総	務	課	長	森	谷	清	和	君					
企	画	財	政	課	長	伊	田	彰	君				
町	民	課	長	原	口	周	司	君					
福	祉	保	健	課	長	谷	方	幸	子	君			
農	林	商	工	課	長	遠	藤	琢	磨	君			
建	設	課	長	山	内	啓	伸	君					
上	下	水	道	課	長	山	本	正	徳	君			
会	計	管	理	者	八	鍬	光	邦	君				
教	育	長	林	秀	貴	君							
管	理	課	長	森	谷	勇	君						
子	ど	も	未	来	課	長	渡	辺	克	人	君		
社	会	教	育	課	長	高	橋	治	君				
図	書	館	長	山	田	洋	通	君					
農	業	委	員	会	事	務	局	長	中	山	信	也	君
農	業	委	員	会	長	坂	本	稔	君				

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	夏	井	宏	樹	君	
議	会	事	務	局	係	長	中	村	隆	広	君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、こんにちは。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、山田代表監査委員から本日欠席する旨の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第22、一般質問を継続いたします。

4番、堤三樹磨君の発言を許します。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。早速、一般質問に入らせていただきます。

地域商業の活性化についてお尋ねいたします。

商店街近代化事業で町の顔として町民の消費を支えてきた既存商店街が20年近い歳月の経過とともに空き店舗が散見され空洞化が進行しています。現状既存商店街は非常に厳しい状況と思われます。町としても多くの支援・施策を取られてきていますが、町の振興のためにも中心部ににぎわいは不可欠かと思えます。人口減少が避けられない状況下、にぎわいのある中心商店街づくりをどのように考えられているのかをお伺いします。

続けて2点目に、商店街活性化の促進のために制定される「小規模企業振興条例」について再度お伺いいたします。この条例制定の基となる国の制定した「小規模企業振興基本法」、この第1条目的で「国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し（以下省略）」や第3条の基本原則の「小規模企業の振興は（中略）事業の持続的な発展が図られることを旨として行われなければならない」と示されています。目的や基本原則を条例にどのように反映させていくのかをお伺いいたします。また地域小規模企業事業者にとり、この条例制定の持つ意味を町としてどのように捉えられているのかをお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「地域商業の活性化について」2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

1点目の「にぎわいのある中心商店街づくりをどのように考えられているか」とのお尋ねですが、本町の中心商店街は平成9年からの道道整備事業および商店街近代化事業によりリニューアルされましたが、その後、経営主の高齢化、後継者不足、経営不振、インターネットショッピングの急速な普及、プライベートブランド等商品の低価格化などさまざまな背景により、集客力や消費購買力の低下を招き、一部廃業などにより空き店舗もみられる現状にあることは議員ご存じのとおりであります。

町としても、これらの現状も踏まえ、少しでもにぎわいのある商店街づくりの一つとして、空き店舗を活用するための店舗出店等支援事業や快適な店舗環境を整備する店舗改修事業などの支援を実施しているところです。

また、町民を中心商店街に呼び込む施策として、ふるさとまつり前夜祭や盆踊りの開催、商工会、商工青年部などが中心となり実施しております、はしご酒、ストリートフェスタ、秋祭りの素人縁日や元気ステージ、今年から新たに始まった銀河公園まつりなどのイベントが今後とも継続かつ充実されることを期待しております。

2点目に「小規模企業振興条例」に関し2点のお尋ねがあり、まず「小規模企業基本法の目的や基本原則を条例にどのように反映させていくのか」とのお尋ねですが、町が制定しようとしております条例におきまして、町、事業者、商工会、町民、関係機関の責務を明らかにし、地域経済の活性化、雇用を支える担い手として重要な認識のもと企業者自らの創意工夫、自主的努力を尊重し、施策の計画的推進や持続的発展が図られるよう、現在商工会と協議を進めている段階ですのでご理解願います。

次に「地域小規模企業事業者にとって条例制定のもつ意味を町としてどのように捉えているのか」とのお尋ねですが、条例制定の目的は現在ある商工業を減らすことなく持続的な発展をさせていくためであり、条例制定後基本計画の中でより具体的な施策展開を図ることで事業者の意見を反映できると捉えております。

以上、お尋ねがありました2点についてお答えをさせていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） この地域商業の活性、特に二番目にあげました小規模事業者の振興条例に関しましては、私ももう既に2、3回、それに関わるものも含めて質問させてもらっていますし、他の議員の方も触れさせていただいておる部分です。今回それに関わりながらお聞きしたかったのは、今ご回答いただきました中にもありますように、正直、今、中心商店街の状況というのは非常に厳しいということを含めて、いろいろな施策は当然町としてもとっていただいているところですが、そういうものがこれから先どういう展望を、展望といいますか展開をし、どういう状況になっていくのかなということを含めて、町の行政としての立場からみられる部分、またそれを将来的にはこういう方向にもっていきたいという展望があればと、そういうものを含めてお聞きしたいという中で現状の中、それと支援するための条例を通してちょっと質問させていただきたいということをご理解いただきたいと思います。

最初にまず一番目にしました現状、つまり商店街の疲弊している、空き店舗等が増えている、そういう状況に対してあらためて状況の確認の中、それと今後の展望について、一部これ新聞報道ですけども、今年の9月に道新の方に出ていました全道商店街9割に空き店舗という状況で、つまりこの町だけに限らず、いろいろな状況含めて商店街区、非常に全国の話なんですけれども、非常に増えているし、またさらに増え続けるであろうという状況で、新聞の中に北海道は2年に1度、商店街組合の方に、173組合あるんですけども、そのうち回答いただいたのは135組合で、それを対象に119組合に空き店舗の存在を確認したところ、回答いただいた119組合の中に1,025件の空き店舗が現存すると。それに補足して書いてありましたけども、実際の空き店舗と店舗数、これは商店街協同組合で、そういう組合を通して調査をしたということで、実際にはまだまだ多いのじゃないかなという予測をされております。これをさらに予測ですけども、さらに増える傾向にあるという、新聞ですのでそのような表記をしてございました。なぜ空き店舗が

埋まらない、空き店舗が発生するかということ、その多く、半分近くの回答の中で、半分近くが店舗の老朽化に問題があるんでないかという捉え方をしております。それで老朽化した店舗を使おうとしてもトイレ、水回り等が悪いので改修費が多額にかかるというため、それを含めてみて、昨28年度に道の方でもそれに対する補助金を上限100万円までというかたちでみるかたちで施策として組まれているということです。当然、当町に関しては、それ以前からですね、空き店舗に対しては300万円の新規出店補助ですとか、先ほど出ていました店舗改修等に対する補助制度ですとか、そういうものを取られているの十分わかるんですけども、この将来に向けて、こういう論説等でさらに空き店舗等が増える、現状もうほぼ商店街区においては空き店舗を抱えている現状を踏まえて、訓子府の状況をどのように捉えているか、あらためてちょっとお聞かせいただけませんか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま本町の空き店舗の状況等についてのご質問がございました。実は先日、今回の一般質問を受けまして、私、直接、中心街商店街を歩きましたですね、現在営業している店舗、それから過去に営業していたけども今閉まっている。それから店舗一度閉まった後、また別な方が入って店舗を営業しているというような部分をちょっと調べたというか歩きましたちょっと確認をしてきたんですけども、平成9年以降、若富から東町まででいいますと21店舗が閉店をしております。そのうち8店舗が別な方がその店舗で営業しているという状況を今回確認をしております。それから縦通りといいますか、道道停車場線から末広まで、末広というか、原時計屋さんというか、あそこでの間の縦線でいいますと4店舗が閉店をして1店舗が新たに開業しているというようなことで、合わせますと25店舗ほど閉店しまして、9店舗ほど営業しているというようなことでの今、実態でございます。将来的にというようなお話もございましたけれども、今営業なされている店舗、当然、若い経営者もございますし、高齢の経営者も当然ございます。そうした方々が特に先ほども一問目の回答でもお話したように、やはり高齢化によって後継者がいない、そういう部分について、どうしても自分では営業できなくなるというようなことで店舗を閉めるという方も過去にも当然ございましたし、今後においてもですね、ゼロというようなことはちょっと難しいなと思いますけれども、現状としましては、そういうような状況で今、店舗があるのと、それから将来的にはやはりそういうような後継者、高齢者、それから後継者不足という部分での閉店という部分もやむを得ない状況も出てくるのかなというふうに現状ではちょっと押さえている部分でございます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 数字的に閉店等に関しましては、大体今、課長の言われていたように私の方としては正直言って廃業等はまだ26店舗あるなというふうに思っております。それで大体数字はあれですけども、正直言って何店かは新たに入っていますけども、近代化事業といいますか、20年近く前になりますけども、先ほど平成9年からと、9年からこの確か道路事業だったと思うんですけども、9年からのその部分に対して実際には3割ぐらい空いている、店舗等は減っているという状況になると思います。今、課長の方からお話いただきましたけれども、これの後続という、どういう言い方すればいいのかあれですけども、予備軍、おそらく可能性が高いであろう店舗は数店、私がかちょっとお聞きするなり見るなりしている中では実際にはございまして。正直いろいろ施策等をとっていた

だきながら、空き店舗等に入るという現状は非常に厳しいと。ですから空き店舗に入った実情的なものをみますと、店名あれですけども、「遊楽」さんの後に葬儀場入られたというかたち、そして一部、H呉服店さん後に歯医者さんが入られているというような状況と、それとあと最近ですけども金物屋さんの後に「サロンゆう」さんですか、というようなちよつとでも業種、業態等変更しながらですね、入ってくる可能性はあるけれども、実情的に同じような商的に、商いといたしますか、小売商業、商店街というかたちのものとしては、やはりいろいろな側面から厳しいのかなというように私も捉えています。それで先ほど話ありました、後継者等の問題に関しまして、やはりこれも道新の方なんですけれども、事業継承のアンケートでこれ隣町、北見市ですけども、アンケートで2割の廃業を考えていると実際に、この商工会議所の方ですので店舗数はかなり多いと思いますけど、それでも20%が廃業予定、厳密にいうと廃業をもう決めているよというのが5%、後継者がいなければ15%が廃業すると。そのアンケートに答えているのが全体の6割、60%が後継者が決まっていないという回答ですね、つまり、回答者の経営者の年齢自体が60歳以上が半数を占めているという現状です。一番やはり後継者がいないんだということによる廃業がアンケート等を通して非常に多いという状況、ただ商工会議所等いわくは、解説では、そういう事業所等の数というのは地域の力のバロメーターだよと。指標ではないかと。だから地域力がなくなっていると。だから何としてでもさまざまな方法を用いてでもそれに歯止めをかけたいというように新聞の方では書いてありましたね。もうその中心部のにぎわいというのが地方、こういう中での活力のバロメーターと思う、私も思いますので、そこら辺に対してはどうでしょうか、もう一度、後継問題の難しさ、それと地域中心街での活力、にぎわいというのは、町にとっての活力のバロメーターにならないかどうかというお考えに対してはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） まずですね、現在、小売商業含めて、町内の中で店舗を維持して頑張っておられる53店舗、心から感謝とお礼を申し上げなければならないと私は思っています。すなわち店を維持することの厳しい状況の中で今なお頑張っている皆さん方の力なくして、これからの中心商店街の発展はないんだということをまず第1点で申し上げなければならないと思っております。

それから店舗の老朽化の問題は、ご存じのとおり平成元年以来、小売商業商店街近代化事業を商工会ならびに私どもも力を注いで、道路の拡幅も維持しながら、補償等を実施し、自己資金を充てて、そして多くの資金を投入して今日の商店街の形成を行ってきたということがあります。すなわち対象外もありましたけども、行政といろいろな角度から一緒になって店舗の改築、改造、新築等を平成9年から十数年、5年間ぐらいかけて実施してきたというのが本当のところだというふうに思います。ここはあのときの町政を担っていた深見さんが申し上げたように、ハードはもう終わったと、ソフトは商店主自らの努力によって、これからは発展させていただきたいというのが私たち行政の基本的なスタンスでありました。その後も商工業の厳しさというのは今も続いているのが事実であります。私たちの仕事は小売商業もさることながら、消費者の要請にも応えていかなきゃいけない。いろいろなアンケートをやりましたけれども、品薄、あるいは店の対応が悪い、あるいは店舗に従業員がいない等のいろいろな要望が寄せられて、これらも商工会も真摯に受け止め

ながら何とか改善しようと。しかし私のところには、肌着も買えない、産品いわゆる野菜、魚、肉等についても買うことができないと。町長何とかすれという声も寄せられたのも事実でありますから、現在の久島商工会長とも相談しながら、今のシティを受け入れていく、そして共存していくという、こういったことを私たちはやって、少なからず地域住民の方が安心して物を町内で買えるという状況を作ってきた経緯があります。しかし、日出方面のローソンの撤退によって、まだまだ不十分な部分がございますけれども、少なからず何とかこういったことを行政としても手を打ちながら一緒になってやってきたということでもあります。議員ご指摘のとおり、次の質問の中でというよりも振興法の中でまたお話をさせていただきますけれども、後継者がいないと、まさにそういう、それはこれ以上この町で店を継がすことはできないんだと。あるいは子どもさんがいないんだと。今、継いでいる人が終わったらもう店を閉めなきゃならない。いろいろな状況があると思います。私は少なからず、うちの課長は1日かけて回ったようでもありますけれども、自分が仕事として8年間、商店街を1軒、1軒見て歩いたり懇談もしたり、いろいろしましたけど、私はこれからの問題として、今、経営を継いでいる方々が借金も含めて、自分の息子に「この店を継げ」と、「継がなきゃならないんだ」という決意もこれから必要になってくるんじゃないかと私は思います。ほどほどのところでやめていく。どんどん店がなくなっていく。これは現象としてはあるけれども、経営している人たちの立場からいくと、やはり経営の後継者にそういう覚悟のほどをこれからもっと自分の子どもたちにやっていかなきゃならない時代にきているんじゃないのかと。経営とは何か。資金をどうするかということ。借金も含めて資金をどうしていくのかということも含めた考え方をもっていかないと私は立ち行かなくなると。これは農業も同じです。含めて後継者の問題は研修等もちろん商工会を中心とした研修等もちろんありますけれども、まずは親子の、そして会社内の、あるいは小型店舗の中での自分の息子や娘に「店を継いでくれ」と、「継ぐべきだ」ということを言い切れる状況をやはり切りひらいていくということも、これから非常に重要になってくるんじゃないかなと私は思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 今、町長、最後の方にもご回答いただきました部分は、次の小規模企業基本法の方で少し反論させていただきたいと思っておりますけれども、実際に今のお話の中で店舗自体が空いてきている状況、そして、くしくも次質問しようと思った部分お答えいただきましたけれども、町の方の第5次総合計画の中の第4節の商業に関する部分の、現況と課題と、10年前の話ですね、それにおいて町内人口の減少による消費人口の低迷に加え、北見市の大型店への消費の流出が著しく、本町の商業は大変厳しい状況にある。それに合わせていろいろ施策等を考えたり実際に実行される。そういう中で10年経過し、今年の第6次総計、現状的には基本計画の2章のところであらう「強い『産業』で活力を生み出すまちづくり」という中で、同じく第4節の商業の現況と課題という部分におきましては、平成27年に町外資本の大型小売店舗の進出により、消費流出の抑制や不足業種の補完などにより、一定の効果が図られたと。今、町長がおっしゃられた部分ですね、ですけれども、一方、それでいながら商業環境の変化や後継者の不足などにより、既存商店街には空き店舗が散見され、空洞化が進行していると。そして最終的には大型小売店舗と既存商店街の連携や空き店舗の有効活用などが必要というふうにつながり、総計の

方では結んでおりました。言うこと非常にわかります。私も実際、第5次総計のときのぐらいいろころには、これで北見にも流出している、さらに大型店、大規模小売店ですか、等が出てくると、さらに商売としてはもうどうしようもなくなるなどというふうには思っておりました。ただ実際私も離れて、先ほど町長いっていましたが、行政としては、町民の消費という部分も十分それもわかります。離れたことによって、特にわかりますし、施策というかタイミングもあったんでしょうけども、シティさん、ニコットさん等が出店してきたことによって、私も商環境は非常に変わってきたというふうに思います。ですけども、先ほど補完されて、補完って補足されて町長もおっしゃってました。ある意味では町長の言葉、私にはこう聞こえたんですけども、本人たちのやる気の問題もあるんじゃないかと。本人たちが後継者を育成するという、そういう必要性があるし、そういう商売状況を作っていけというふうにもちょっと逆に聞こえたんですけども、それと合わせて同じように空洞化を埋めるに、空洞化を埋めるというよりも、空き店舗が発生するのの中に後継者がいない、後継者がいなくなる時に、先ほど町長は具体的に商売を継がせられないという状況の商売であるという言い方を、であるがために継がせられない人もいます。子どものいない人もいますけれどもというふうなお答えいただきました。私も実際自分がやっていたとき、最後の方ではもう、子どもにとっても店を継げとは言えないなど、これは努力、商売に対する努力やもう通り越えている、日本国中が商業に対するかたちといいますか、私もうなっているんだと思うんです。小売商業では非常に厳しい、一個人の努力、もしくは地方の小さな団体の努力だけでは、いや当然考え方の中にもそれ全部はならないんで非常に難しいのはあるんですけども、だけではもうどうにもいかない。結局、先ほど話しました商店街協同組合という20年近く前に作り、近代化事業というかたちで街並み整備も含めましてやった事業の中で周辺も非常にうらやむぐらいな新たな商店街を作りました。作ることができました。ですけども、20年たつ、たたないのうちに3割もういなくなっていると。この現状、そして今、先ほど私、予備軍という言い方しましたが、実際についてこの間やめた方も正直な話いうと、後継者、「もう頭から後継者なんて考えていない」と。「商売にならないんだ」と。「この町やってもようやくよ」と。正直その回答が多い。ですから私ここで何を聞いたかったかという、私も町長言うように町のかたちとして商店街が疲弊する理由等もわかりますので、町のかたちとして、これから、じゃ先ほど6次総計の中でもうたっていたように大型店舗と既存商店街の連携というかたち、そういう中で活路を見い出すというお話、じゃ空いてしまったところは、もう空き店舗に入るようにといったけれども、先ほどいったように非常に入ってくるのには厳しい、つまり訓子府では商売としては非常に厳しいというふうに、だから入る方も非常に少ないんじゃないかなと私は思います。これ助成でも変われば別かもしれませんが、その消費的に厳しい状況というのは地元の活力がない。つまり人口減少ですよ。そこにいくんじゃないかなというふうには私は思っております。ですので、これはどちらも誰がどうこういったところで、ちょっと私も正直歯止めがきかない問題かなと思いますが、だとして先ほど商店街のにぎわいも大事にするという話と消費者のために大型店等の連携等含めてやっていくという、ちょっと絵図として両方が共存していくのが私はどうも見えないんですよ。空き店舗になっている商店街を振興させる、にぎわいを戻すという考え方や行政としてはお手伝いということになるのかもしれませんが、そういう絵図と今の大型店



が出てきて消費、かたちができあがりつつあるのとでは、どうしてもこれからそのにぎわいが町の中に戻るとは私の中では絵図が描けないんですけれども、そこら辺に関しては再度しつこいですけど、どうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ちょっと厳しい言い方をして申し訳ないんだけどね、展望が開けない、そして継がせることができないと。そういう人になんぼ話したってしょうないんじゃないですか。展望開けるわけないじゃないですか。そういうマイナス的な要因の中では、要因というか自分の意識の中で。この困難の中で全国に困難の中でも何とでも活路を見いだしていこうという、やっぺいこうとする、そこから私は始まっていくんでないのかなと思うんですよ。ここをちゃんと意識してみんなで全体のものにしていかないと、ここからスタートできないと私は思っています。中小企業振興法で最近この5年間の中でできた中で、今までの政策というのは中小企業の5%から10%を対象にして法的にできてたんですよ。残り90%はもっと悪くいうと放置されていたって本当でないかと私は思っています。今回100万人の商工業関係者のアンケートをとって、意識を調査して中小企業庁は今まさに90%の小規模の中小企業に対して政策を打っていかなくちゃいけないといたのが、まさにこの今、議員から後段で議案になっていることの法制化に伴う小規模企業の振興条例を作ろうということ。そのときにどういうテーブルに乗り合うかということがこれから求められているのではないかなというふうに思います。しかも今回の小規模企業振興基本法というのは、今までのような成長発展した時代ではない。これは元々は戦後間もなく中小企業振興法というのはできたことですから、何度か改正しまして、今回4年前にできたというのは、成長発展から現在の維持、継続的な発展をしていかなくちゃいけないという認識を国が持ち始めた。同時にまた人口減少社会というマイナスの要因を状況の中でどうやって小売商業が、あるいは小規模企業が維持し発展して継続的に発展するかということが全ての自治体に条例を制定してほしいと。ここで商業者と行政が社会的な役割、冒頭申し上げました社会的な役割も含めてお互いに共有の力にして何を今やるべきかということはこの条例化によって進めていかなくちゃならないというのが国の基本的なスタンスだと。まだ条例化になっているのは少ない。管内でも少ないんですけども、私どもは年度内に商工会と一緒にやって作り上げていかなくちゃならないというふうに思っています。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 質問、先、先と回答の方が先にきていますので、私もちょっと追っかけながら質問のかたちに入らせてもらいますけども、先ほどのでちょっと町長にご回答いただいたように、考えとしてはわかります。ですけれども現状、町長もよくおっしゃいます街並み推進室でしたか、の中で大変ご苦労されて、その中で嫌というほど商工業者といいますかの体制であったり、そういうものはご理解いただけていたんでないかなと私は思っていたものですから、その意味においても、皆生きるためには一生懸命やっています。やっています。生きていくんですから。ただそれでいながら、その力が段々そがれる、意欲がそがれるというのが現状であったかなと私は思っております。実際にやろうと思う、でも売り上げていうものは、これ宿命的についてくる。上がってこない。となると今度、節約、いろいろな方法しかない。対応は悪くなる。「やる気あるんなら日曜日ぐらい開けるよな」、「日曜日開けたって客来ないのに電気代ばかりかさむよな」、こんなような

やり取りですね、もうそれが現状の中にあるということをお伺いいただきながら、2番目の質問の中に入れてもらいますけども、小規模企業振興条例に関しまして、まずちょっと先ほどおっしゃっていましたが、どうも私が何回かしている中で、確かにお互いのやる気ですよというのはわかります。ただ初めてじゃないかなと思うのは国、地方自治体に対してもそうですけど、国の方の平成26年ですか、26年6月27日に法令化したしました小規模企業振興基本法の中において、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすると。その中で小規模企業基本原則として小規模企業の持続的な発展が図られることを旨としてという、その中で国としては施策を総合的に策定し及び実施する責務を有すると。またそれと合わせて国としては国民に小規模事業者が現状のままでも十分努力している、維持することはそのこと自体が維持していくことだけでも国に対する国の活性化に向けての協力、務めになっているということ、そういうことを国民の理解を深めるように努めなければならない。これを同じように地方公共団体にも求めるという私は条文だというふうに捉えているんですけど、そこに関してはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先ほど申し上げましたように、国の責任、地方自治体の責任はもちろん、その点で言うと小規模の中小企業者の90%に光を当てて、真正面から国が光を当てて共に考えていくという政策を打ち出したというのは、この平成26年6月の、もうほぼ足かけ4年前のこの政策だと。これを全国の自治体、都道府県が条例をきちんと条例化していく、そして互いの責任と展望を切り開いていくということを求めているんじゃないかなと私はそういう認識に立っています。だから、ただ条例化するというのであれば、うちの職員だったら1日あったらできるでしょう。条例化だけだったら。そういうかたちだけのものではなくて、実効あるものにどうしていくのかということは、ある意味では商工業者とわれわれが真剣に次のステップを踏んでいくということが求められているんじゃないかなというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 全くそのとおりだと思います。そしてそうしなければ内容がないとおっしゃる意味もわかります。ですが、それともう1点、先に気になっていた分で繰り返しますけども、先ほど5年前に中小企業基本法がおっしゃっていましたが、中小企業基本法、これちょっと制定に関して、ごめんなさい、前後して申し訳ないです。実は商工会と懇談会のときに小規模企業振興条例に関して、実は昨年なんですけども、懇談会でそういうかたちで町の方にもお願いしたいし、議会としても協力してほしいと制定していくのに、を要請を受けました。その中で出していた内容でちょっと私が当初段階的ですけど、今はもう変わったのかもしれないですが、気になっていた部分も含めてお話しすると、まず、先ほど町長もおっしゃっていましたが中小企業基本法と、つまり300人以下といいますかね、大手でないという部分の、先ほど10から15%、国内においては、ごめんなさい、大手がそうですので、残りの90%近くが占めるのがここに属するというようなご回答だったと思いますけれども、実際、ごっちゃになっているな、すいません、ちょっと数字は忘れてください。その中小企業基本法というのは、昭和38年に実際にできております。そのときに今これからお話する小規模企業基本法も包括した意味合いで作られております、昭和38年、つまり地方の商工業者たちに対するものに考え方という捉え方

でよろしいと思いますけども、それに対する支援等をうたっているものです。その内容的にはほとんど変わっていません。ですが平成25年の段階で、これは一応見直すために改正されております、中小企業基本法は。そして改正して実際に言うと先ほど町長が言っていたとおり小さい方に光が当たっていないんじゃないかという現状を踏まえてなんです。それで25年に改正しながら、翌年26年に国として小規模企業振興基本法というかたちで26年、1年足らずの間に改正しております。この大きな理由というのは先ほどいっていたように、企業の中で中規模企業という言い方がいいんでないかと思いますが、中小企業というよりも、に施策、援助等、支援等が焦点が絞られてきたと。支援施策補助金等含めて小規模企業が活用しやすい制度運用となっていないということに気付いたと、それで平成26年の制定に向けて普通であったら議員立法のところ内閣法というかたちをとりながら、つまり先ほど町長が言っていたように、くまなく、できれば市町村にくまなく、至るところまで、この政策が届くようにという考えのもとに制定されているというふうには私は解釈しておりますし、ですから一つここで言いたいのは、ちょっと途中で皆さんの方には伝わっていないかもしれませんが、小規模企業基本法と中小企業基本法、中小企業事業基本法を二つ一緒にして訓子府にはないから制定しようという話が1回ありました。というふうに私は聞いております。これは根本的に、それでは中小企業にばかり、つまり中規模企業にばかり日が当たってて、小規模企業には当たっていないんじゃないかということで26年に改正になったわけですから、改正でない、改定されたわけですから、ここは何としても小規模という、5人以下ですよ、店舗でいったら5人以下の従業員で運営しているところに光が当たるもの、これ今の訓子府町はないですけど、私も強く感じているところは、昔、もう相当昔です。街並み整備の前の時代、年末含めて売り出しやります。事業協賛をお願いします。町の方に自分らだけではできないのでというかたちでお願いしている。そしたら全店舗ですかと、町内の小売全店舗がやるんですよ、答えられません。具体的に言っちゃうと、何とかコープさんの今はちょっと変わりましたが、そこが参加しないんですよ、どうしても。だからいろいろな部分で、その後は変わってきましたけども、オホーツクカード事業なんかの支援なんかは町の方していただいていた分、確かにこれは小さい方だけしか入っていませんから、だからそういう訓子府は非常に手厚くされているし、先取りしながらいろいろな支援をされています。私はここに小規模企業基本法ってうたっている以上に、町長言っていた支援策をこれから検討してといったけど、もう十分すぎるぐらい、道だとか国の方が遅れていますから、訓子府町は非常にやっていると思います。でも町の中で商店減っているんですよ現状は。その中で言いたかったのはまず、その二つ、中小企業とその小規模企業の絶対根本的に違うのだということをご理解いただいて、町に必要ななら中規模企業、これも制定してくださいよ。町として必要と思うのであれば、両方併記するものではないというふうに私は思いますので、その部分がちょっと気にかかっております。まずその部分に関していかがでしょうか、その考え方。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 中小企業振興法と小規模の現在進められている平成26年に制定されたものというのは基本的に違うんだと。町はマクロ的に中小企業という言い方しているけど、今大事なことは小規模の5%の、あるいは10%の中での本当の全体の90%を

占める従業員5人以下の人たちに対する政策が必要なんだと。全く私も同感であります。国もそのとおりです。だからこの5年間の間に光を当てたいというのが国の考え方ですし、私たちがそう思います。とはいいいながらも、私たちがこの間いろんなことをやっていることというのは、もう小規模企業振興法の先取りを何年も前からやっているというところが本当でないでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） それは先ほど私も言いましたとおり本当に訓子府町は考え方が手厚く、そしていろいろなものの取り組みは早いです。先ほど具体的な話で平成28年に道の方としては空き店舗補助を求めるために改装費用を最大限100万円を上限として一部の補助を、総額としては675万円の事業費ですけれども、100万円を上限に一部補助、28年です。訓子府町300万円でもう既にやっています、その時点で。そして空き店舗等の改修等に当たっては50万円のはもうそれより前ですね、空き店舗でなく、ごめんなさい、店舗修繕、リフォームのと合わせて同じようにやっております。50万円の補助。ちょっと一部違うのは、その空き店舗活用に向けて道としては2、3日、つまり短期の、これちょっと新聞ひっぱただけなので確認していないので申し訳ない。多分間違いないと思いますけど2、3日、2、3日の軽度のイベント等に対しても最大50万円の補助、認めるというわけではなくて審査あるでしょうけども、短期のものに対してもやっている。ここちょっと訓子府のと違いますよね、2、3日の間のものであっても、短いもののイベントに対しても、そういう空き店舗等への活用に対しては補助をしますよというのが確か道の方にあるはずなんですけれども、そういうのがちょっと違うだけで、非常に大きくいろいろなことをしていただいています。ただですけども、そして先ほど言いました、空き店舗が増える、そして埋まらない理由の中で、最初に回答いただいていた商店街協同組合等のお話で多かったのは老朽化だということ。訓子府町も20年、新しいところはもう15年まだたっていません。近代化事業で行ったと。そうするとその部分はある意味ではちょっと当たらない部分あります。ですけども空くんですよね、どうしても空いていっちゃう、その現実。それともう1点、先ほど町長言っていたんですけども、ちょっと言葉の端端の捉え方の違いだと、持続的発展に関してですけども、国の考えとして、今まで国の考えは、基本的に右肩上がりのもんに対しては支援しますという基本があったと私思っております。そしてけどもこの現状、先ほど言っていたように人口減少等含めると何の手立てもない進むだけであればどんどん悪くなるだけだと。だからなんぼ頑張ってもマイナスでない、つまり店を閉めないでいく程度の現状を維持することで、これは役に立っている、地方のために、地方のいろいろな人の、働く人々の雇用にもつながりますし、地域の活性化につながるということを初めて国が認めた。だからちょっとニュアンスで意図は違うと思うんですけど、言葉だけ捉えちゃうと、お互い頑張れよでないけど、もう頑張っても、もうそこでも頑張っているんだということを国は認めただというふうに私は捉えているんですよ。頑張っているんだと。それでも店を続けているということが。だから私も本当に国自体がもう画期的な考え方に変えた。だから上に上げなさい、つまり売り上げ伸ばしなさい、もしくはこういう集客のためにこうしなさいという計画を出しなさい、それに対して補助しましょうという考え方はもう既がない。今の現状維持を図れるのであれば、それで十分だという補助をしましょうという考え方が、いや、それでいてその他にも

ありますよ、確かに後継者を育成するための補助であったり、いろいろなものもありますから、ですけども、そういうものであるというふうに私、捉えていますので、その部分ちょっと若干捉え方が常に向き合ってでなければなくて、逆に言うと今の現状でも国であり、地方自治体は支援しますよと。そして商工会という媒体を強化させる努力をし、そこに伴走させるという施策であるというふうに私は捉えているんですけども、そこに関していかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） どう捉えてどうやっていくかというのは、これから具体的な動きをやっていかなきゃならないという点では、理屈の問題じゃないという感じしていますので、一昨日、管内の商工会の会長と私どもの市町村長との懇談会がありました。まさに今、議員が質問している小規模事業振興法の講演をいただいたり、いろいろな議論をやりました。質問したのは私たった一人であります。講師になったのは小規模企業経営支援協会の理事長の立石さんという方で、今ひっぱりだこです全国から。私はこう言いました。いろいろな新聞の中で小規模企業振興法の先取りでやっている、例えば北海道帯広市、小麦とパンを生産者と商店街が一緒になってやろうとしている動きが出ています。これもすごいとか、あるいは店舗の改築やそういったこともやっているということも、いろいろなこの先取り、小規模企業の中での実践がやられていますと。その程度のことは、うちはこの条例作らなくたって、もう既にやっていますと。やっているところはどうするんだと。それからもう1点は、やる側の主体者である小規模事業者の心意気というのを聞かせてくれと。こういう質問をしました。私は、立石さんがぜひ市町村ごとに条例化はもちろんですですけども、町長の言うようにやっていると、非常にやっているとところは、さらに中小企業者とか小規模事業者と一緒にいかにバージョンアップするかということに向き合ってほしいということでありました。その点検に来たいというから、喜んで迎えますよと。ぜひうちの町に講演にきてくれということも、若い経営者、後継者たちも含めて聞かせていただきたいという話をさせてもらいました。だからまさに今やろうとしている、うちの町として、今やっているかいいということではなくて、どうして小規模の事業者を優遇し、作っていく、みんなで作っていくというバージョンアップをどういうかたちで作りに上げていくかということが、これから私どもの担当や、あるいは商店街、商工会も含めて求められていることではないのかなというふうに思いました。いずれにしても堤議員の求めていることと、私が答弁していることというのは基本的には同じ、本質的には同じだと思っていますので、今必要なことは、私ども行政はもちろんのこと、幅広く教育関係者やいろいろな方々、町民の方々等含めて、この条例化を現実のものにしていくということではないかなというふうに思っております。何よりも私は大事なことは消費者に支持されて消費者が地元のお店、地元の企業として大事なことなんだということの世論の形成と一体となって取り組んでいくということが一層具体化させていかなければならないことなんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 話わかります。ただ先ほど、くどく言っちゃうと国の哲学を変えてまで作った法律というのは、もう今の現状、つまりもう明日でも閉店するかもしれないけど、もうちょっと頑張って開けようという努力をしている事業者、小規模事業者でも非

常に地域活性のため、もしくは雇用継続、いろいろなもの含めて貢献してるし、そのことを認めるという私はくどいですが、その部分はこの今回の条例の国が定めた条例の大きな部分だと思っておりますので、その部分がちょっとそれでもその現状であっても支援、支持し、何とか続けるようなお手伝いをするというふうに私はこの条例を捉えているものですから、その部分がどうも町長がおっしゃっている部分と、総体的にはそうなんです。延ばしてでもそうしなきゃなりませんから、お互いがしなきゃならん、でもそれも含めてもう今はもうそれを超えちゃった状況も含めて支援しますよとうたっている条例だと私は思っていますので、そこをもう少し考えの中に加味していただけないかなという思いがあります。

もう一つ支援策の中で、この小規模企業基本法の中で、域内、地域内、区域内の受注機会の増大というのこれ非常に強くうたっております。訓子府町非常に尊重されていると思います。その中で大店の役割もしっかりうたっております。大店はそれを逆にいえば小規模事業者の育成の側に回れというようなことを明確にうたっております。それでもう一つ、これ特出して時間がないので話させてもらおうと、域内の受注機会の増大と、ここに関しても区域内においてそうしないともうさらに小規模事業者というの残れません。ですからその部分をもう1回条例作る部分に再度再考していただきたいというふうに思いますので、それを要求?します。

総括的に戻りまして、大体町長にご回答いただいておりますので考え等はわかりましたし、私は基本的には変わらないんですけど、ただ、もう少しハードル下げてもいいんじゃないかなと私思うものですから、それをお願いも含めてさせていただきます。

最後に1点、地域商業の活性化と、総体的な部分で再度あらためてお聞きします。先ほどから言われているように中心商店街は非常に厳しい状況です。これからも後継者含めてにぎわい、私は町長のご回答からもあるように、シティ、ニコット等が出たことによって町内の・・・

○議長（上原豊茂君） あと2分です。

○4番（堤三樹磨君） 消費環境は変わったということも含めると、じゃ私はもうある意味、町の真ん中のにぎわいの絵図って違ってきているんじゃないかな、消費のかたち、それに対する考えは町としてお持ちじゃないかな。

○議長（上原豊茂君） 回答求めるんだったら時間残してください。

○4番（堤三樹磨君） はい。そのことに対して絵図がないかどうか。今現時的にはないかどうか。先ほどいったように商店街のその部分も支援します、大型店との連携もあれしましょうと、消費環境をつくれます、わかります。ですけれども、商店街に対するどういうふうになっていく、作っていくという絵図がないかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） あと1分50秒ぐらいです。

町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんので、シティやニコットが出てきた段階で1年たたずして、当時の小中商工会事務局長に影響についての調査聞いたことがあります。ほとんど影響ないと。すなわちそれだけ今まで北見に行っていたものが町内で消費を賄えるようになったということなんですということでした。しかしそれは思いでありまして、あれから今およそ2年たちます。あらためて今この小規模事業振興法が条例化することによって

商圈における消費動向や考え方、そしてこの近代化、市街地区形成の中で今、課題とやるべきことは何なのかということをやはり共有し合うということは極めて重要なのではないかなというふうに思います。そしてそれを政策的にどう反映していくのかというのは、これからの10年間で求められていく、とりわけ振興法でいったらこの5年間というのは重点事項ですから、急がなければならないということが本当のところだと思います。

同時に冒頭、生意気なことを言いましたけども、実際にやっている53店舗の皆さんに敬意を表しつつ、厳しい現実の中で自らの身を自らの経営戦略や経営分析、事業統計含めて、どうするのかという展望を、まずはそこから、そして子どもも含めて、やるぞという、こういう意識あってこそ、私は次のステップができあがっていくというふうに思えてならないものでありますので、その辺ではOBの堤議員のまたお力添えもお願いしたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） ありがとうございます。これで質問終わらせてもらいますけど、ただ1点だけ、今現状含めて非常に厳しい・・・

○議長（上原豊茂君） 30秒です。

○4番（堤三樹磨君） ある意味で絵図は作らなきゃ私はこれからは町としては絵図は作っていかなきゃならないと思います。町の中心部に、どういうものをどうしていくかと。それは重大プロジェクトじゃなくても必要な部分かなと思いますので、そのこの検討をもし今、絵図がないんであればしていくべきではないかなと思いますのでよろしく願いいたします。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君の質問が終わりました。

ここで午後2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時 3分

再開 午後 2時10分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、2番、川村進君の発言を許します。

2番、川村進君。

○2番（川村 進君） 2番、川村です。一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問、まず二つありますが、一つ目、食育についてお尋ねします。

給食で子どもたちに提供されている主食の米について、まず初めにお伺いします。

一つ目に、町内で生産されている「米太郎」を使用しておりますが、これがどうして入札ではないのか。

二つ目に、「米太郎」の購入価格は、北海道学校給食会の共同購入価格との差はどの程度あるか。

三つ目に、「米太郎」栽培における農薬の使用量はどのようになっているか。

これはまず教育長にお尋ねします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「食育について」3点のお尋ねがございましたので、お答えさせていただきます。

学校教育における食育の推進については、成長期の子どもたちにとって、健全な食生活は、健全な心身を育むために欠かせないものであり、また、食を通して地域や食文化への理解、自然の恵み、勤労の大切さを理解するなど重要なものであります。

また、学校給食は、地場産物を活用した給食の提供などで、食育活動に生きた教材を提供し、地域の産業や文化を理解し関心を深めるなど、高い教育効果が期待できるものであります。

まず、1点目の「米太郎の使用について、入札ではないのはなぜか」についてのお尋ねがありました。

「米太郎」の使用に至る経過については、学校給食での主食である米については、従前は北海道学校給食会から納入していましたが、平成12年度から地場産物である「米太郎」を一部、給食で使用を開始いたしました。その後、保護者アンケートの意見の中で「安心で、おいしい米」である「米太郎」の継続使用の希望が多いことと、生産者側での学校給食で使用する米の供給が確保できる体制となったことから、平成19年度から全量、「米太郎」を使用することといたしました。

入札などを執行しない理由につきましては、「米太郎」の生産団体である「米太郎倶楽部」との契約栽培のかたちをとっていることから、生産者との直接取引をしているところです。

次に、2点目の「米太郎の購入価格で、北海道学校給食会との価格差」についてのお尋ねがありました。

北海道学校給食会については、全道の児童・生徒を対象とした食育活動への支援や安心・安全な学校給食物資を安定的に供給する事業を行う公益財団法人であります。

「米太郎」と北海道学校給食会との価格差については、平成29年度の単価では、「米太郎」がキロ当たり329円、北海道学校給食会の単価は310円と、その価格差は19円となっておりますが、食育における地場産物の活用や保護者からの要望、本町の稲作の振興などの観点から「米太郎」を使用することを選択しているところです。

また「米太郎倶楽部」では、毎年、小学校での稲作体験活動を受け入れ、学校教育における食育の推進に積極的に協力いただいているところであります。

次に、3点目の「米太郎栽培における農薬の使用料について」のお尋ねがありました。

「米太郎倶楽部」については、安心・安全な農産物の生産を目指し、活動を展開している「訓子府町クリーン農業推進協議会」の一員であり、良質な土づくりと減農薬栽培に力を入れている組織であります。

「米太郎」の栽培における農薬等の年間の使用料については、北海道の基準と比較し、化学肥料では約3割減、化学合成農薬の使用では約5割減であることから、減農薬栽培の基準に適合する栽培方法であります。

以上、お尋ねのありました3点について、お答えさせていただきましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） それでは、重ねてお伺いします。これは安心と安全が担保されている米だということですか。なぜなら、農薬というの、これ私たちが議員になって、それ



から何年かして小麦振興組合というんですか、小麦を栽培している方たちがヘリコプターを使った防除に入ってきました。そのとき、ああそうか、そしたらどんなヘリコプターか行って見たいな、行ってみようかって行ったら、小麦は小さなヘリコプターで農薬を散布するからはっきり言って原液を散布すると。風向きで体にかかったり頭にかかると大変な目に遭うから、そんな簡単に見に行くとか、そばへ寄っていくとかというものではないと、はっきり教えられました。そして、その後すぐこの町の前の歩道、この縁を、除草剤を高齢者勤労センターで散布しました。そうしたら、そのときもやはり風が吹いて除草剤が相当量、玉ネギ畑に散布されて大きな問題になって、補償問題にまで発展して、高齢者勤労センターが農協とそれから生産者と話してっていう、そういう事件がありました。私はそのときにまだ議員でなかったんだけど、聞いて驚いた。いやこれは大変なもんだ、農薬というのはという認識をしました。そして今回、私がこの「米太郎」の安心と安全を担保できるかどうか、それでなかったら、これは「米太郎」を使ってはいけないと思います。そして329円と310円という、この19円の差というの、年間約15万円の差です。今、訓子府町は財政健全化を図り、諸経費節減ということで、われわれここへ入ってくる前の控室、電気消していますから、それで本町は庁舎の中は昼休みは全部電気消え、そしていろいろやっています。それは経費節減、どこまでもやらなきゃならんのは、はっきり言って、財源不足を解消するためには、どんな小さなことからでも始めなきゃならん。それで私思います。年間15万円って口にするけれども、これもう19年からだって10年目ですから150万円からの金になります。これ永久不変にずっと続けば大変な金額になるんです。ですから、どのような考えでね、そんなに「米太郎」がいいものであれば、逆に教育委員会が中心にならないで、商工会とタイアップして本町の名産、有名だって言われて、どこの町村にも誇りを持っているソースかつ井ですか、に使ってもらえばいいんです。子どもたちにはやはり安心して食べてもらう、おいしいと言われる。これは大切なことなんです。それで今言われた子どもたちに農業生産の大切さを教えるとか、いろいろなことをやっていると言いますけれども、どれほどのことがあるか、であれば、平成12年からやっているとしたら、後継者がいないとか、後継者不足とか、花嫁が来ないとかという問題と連携して、それらをやっているのかどうか。どうですか教育長、そういうことは全然関係なく、ただやられるのですか、お尋ねします。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） ただいま、質問の中から安心・安全の米の農薬の使用の関係の点と、「米太郎」と学校給食会の価格差の問題、それと「米太郎」の生産の拡大について、3点のお尋ねがありましたけども、まず安心・安全な米の関係で、農薬の散布については、ちょっと専門家ではないので具体的な技術的な方法についてはわかりませんが、先ほど答弁の中で申し上げましたクリーン農業推進協議会の中で自主的な化学肥料や化学合成農薬の使用量については、自主的に基準を設けて栽培を行っているというものです。議員心配されている専門的には何か※ドリフトという影響というものもあることは心配されていると思いますが、その基準については道で示されている減農薬の基準に合致した使用量ということで、各生産者が農協の方に栽培履歴というのを、どれだけの農薬を使っているとか、どれだけの化学肥料を使っているのかというのをきちんと栽培履歴を提出した中で減農薬栽培という基準に適合した栽培方法であるということを確認して、給食センタ

一の方で使っているという状況です。

また、米の価格差については、学校給食については、材料費を保護者の方からいただいて、それで全てを賄っているということです。町からの手出しは一切ございません。保護者の強い訓子府の「米太郎」の使用についての要望が強かったということを受けまして現在も「米太郎」を使っているという状況であります。

また「米太郎」の生産の拡大についてですけれども、聞くところによりますと、本町の稲作の主力はもち米です。というふうに聞いています。ちょっと古い統計資料ですけども、26年度では、大体66haの水田畑があって、その中でうるちを生産しているのは約6haから7haぐらいということを知っています。これについては「米太郎倶楽部」が学校給食や各個人との契約栽培の中で必要量に基づいて生産をしているという、大変、減農薬ですので手間がかかるということで、そういった観点で生産をして、学校給食センターの方に納入していただいているという状況でございますので、そういったことが拡大できるかどうかというのは、生産者の皆さんの考え方というね、これからのうるち米の生産についての考え方にかかってくるのかなというふうなことで認識をしているところです。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） あのね、これははっきり言って、米は、主食は安心と安全が担保されているということでいけば、今、市販されている米が一番安心ですよ。われわれの近くで生産されているって、これ農協のいろいろな方とも話したことあるけども、種子をどこから買って、どこでどのような肥料を使ってということ、それから始まるんだと。そうすると訓子府町がどこの種子を使ってとって、そして最近では種子の規制が外れたからひょっとしたら訓子府町の自分たちで作った米を種に使っているかもしれないぞという人がいて、それで農林商工課長に私は確認をしてもらった。農林商工課長どうだったい。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 今、川村議員から質問の種子に関しまして、直接、米太郎を作付けしております農家の方に確認をさせていただきました。種子、要するに種ですね、稲種、稲の種ですけども、これについては現在川村議員がおっしゃるように規制緩和っていうか、もう規制等はございませんので、どこからでも今、購入できる状況になってございます。ホクレンでもありますし、一般の穀物の会社等でもいろいろな種類の種子を販売しておりますので、訓子府町についてもそういうところから買っているということで、自分たちが作った米をまた種にして次の年に植えるということはしていないということの回答を得ております。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） あのね、確認したけども、あなたの説明では、訓子府町で作られている米を訓子府町で種にして栽培していると言った。ということは自分が作った種を自分の田んぼにまいていないけれども、よそのものをまいているということで、そう理解したよ私はね。いやもうこれはいい、種はね。ただ問題はね、残留農薬、肥料の成分分析をしたものがきちんと出ているかどうか。これは大切なこと。ね、教育長。それをしないで、安全と安心が担保できているというような言い方をしてもらったら困る。

それともう一つは、後で町長にもお尋ねしますが、今、商工会というのが非常に弱って疲弊しているというときに、お米屋さん何軒あるか、そして、その米の販売している

ところに今、本町のパートタイマーとか社員とかいう方が大変雇用されている。そうしたときに本来の姿は商工会から今、化石燃料といわれる石油類、ガソリン、灯油、軽油というものは、ガソリンスタンドから代わり番、回り番で買っている。であれば米も当然そうならなきゃいけない。代わり番に回って、「米太郎」も売るんだったら1件に入れて、5件なり6件で代わり番に買って、そうするのがベターであって、「米太郎」一つ、「米太郎」の米倶楽部だか米生産、これは確か「ななつぼし」って聞いている。ななつぼしは一般のスーパーマーケットで特売価格っていうの290円から300円の間で売っている。私も何回か買ったことある。295円なんていうときは喜んで買っていると。そういう計算でいくと329円は高いと思うよ、私はね。そしてそれが訓子府町だって金ないって困ってようやくやっている行政ですから、これは代わり番に商店に力をつけてもらうためにもね、代わり番に買ってもらうという、そういう考え方で私はやってもらいたい。それでこれについては町長いかがですか、考えていただけませんか、町長にお尋ねします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 町長ということですが、まず私の方からお答えさせていただきたいと。まず給食というところでいいですとですね、やはり議員もおっしゃっているように安定的に食材を供給されて子どもたちに安心して安全な給食を提供するというのは、やはり私自身も思っているところでございます。それと一部、川村議員のお話の中で小売店の米が一番安心だというお話もありましたけど、お米の中にはいろいろな種類も、もちろん特別栽培米だとか減農薬米だとかいろいろ、一般的に売られているのは、そういう特別米とか減農薬米ではなく、農薬が一般的なお米を売っていると私自身は認識しているところです。そのような中で、うちのやはり安心・安全というのは何かと考えたときに、先ほどいった安心、安全という部分でいえば、先ほどから言っているように、うちの「米太郎」は5割の農薬を減した中で手間暇をかけながら生産者の方が生産されて、私たちに納入している。それと安心ということを考えたら、やはり地場産物で顔が見える、生産者の顔を見た中で、それをやはり私どもで納入させていただいているという点でいえばですね、私は米太郎というのは、本当に安心して安全な米だというふうに思っているところです。

また価格のお話もされたところでございます。それで300円とか、キロ当たりのお話もありましたけど、一般的なお米の価格でいうとですね、やはり300円の後半から400円あたりが小売店で売っているななつぼしの価格だと私自身は認識しているところでございますけど、それとやはり地域の中の小売店の振興という観点はもちろんそういうところがあります。前回6月の定例会で、食育に関するご質問の中で川村議員からもそういう町内の納入業者の関係もご質問あったところで、私たちとしては、やはり地元で賄えるものは極力地元で今、発注をして納入していただいているところで、食材の割合としたら町内が約、今、学校給食とこども園入れて、町内で納入しているのが約6割程度ですので、それは私たち学校給食としても、価格だけの話をするとですね、なかなかそういうところにはいかない部分もございますので、そこは地域振興を考えながら、今そういうさまざまなことを総合的に勘案して食材の発注をして今、納入して安心して安全な給食を提供しているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） 教育長の言うように安心と安全というのは、あなたが信じ、われ

われも信じたい。そしてPTAの方、父兄の方も信じているんだろうけれども、今の「米太郎」と一般の場合で400円なんていう米ないですよ。今、キロ当たり350円で売っている米っていうと、ゆめぴりかとかいう米だけで、400円なんていう米はないでしょう。4千円を超える米というのは、全道展開しているスーパーマーケットになんかもう見たことがない。ゆめぴりかが一番高くて380円台であったとき、高いなという感じをしたことがありますよ、400円というのはちょっと認識がちょっとおかしい。それでまあいいです。ただ私が先ほど町長に言った、化石燃料、石油、ガソリン、石油というのが総称だけど、ガソリン、軽油、灯油、これらは回り番で納入してもらっているはずですよ。したら、米も「米太郎」も1社と考えると必要のところ、そしてはっきり言ってこの後から出てきたシティというんですかラッキー、ここは14、5人のパートタイマーが訓子府町から雇い入れられ、そして夜の高校生のバイトも4、5人います。ですから当然そういうところはそりゃまあ売り上げもいっぱいあって格差が出て小さな小売店は大変かもしれないけども、本町にとっては大変役に立つ企業です。ですからそういうところから本来、米を求め、農業政策においては減反政策であるとか、それから何だ、いろいろの政策によって庇護されて、擁護されています。農業政策では米づくり農家は。ですから当然、私たちが考えなきゃならんのは、今、商工会で、疲弊して大変だ、人口は減少する、買ってくれるものはないといっているときには、町の、お米であったり、いろいろ給食センターで使うものとか、いろいろなものは、やはり町から米太郎でなくて、買うのがベターでないかと思えますが、町長どうですか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 給食全体で大体、二千五、六百万円、材料として購入しています。そのうちの半分は大体町内、町外学校給食でいっている専門メーカーから買っているものが半分、そのうちの米太郎の占めているものというのは大体180万円前後だと記憶しています。私はこの180数万円が高いか安いかわからないという議論を財政上の問題だけで語れるかどうかということを町長としては言わざるを得ない。むしろ米の生産農家がより安全で安心なものを地元の子どもに食べていただきたいという要請に応じていく。これは教育的にいうとまともな発想でないかなと思います。今「ミルククラウン」が牛乳を販売しています。いろいろテストで飲んでもらったり、いろいろしたら、やはり地元の牛乳の方がおいしいって子どもたちのアンケート結果からも明らかであります。そういうある意味では市販されている米の方が安全だ、あるいは地元の生産の方が農薬使い過ぎているのではないかとかっていろいろ危惧されている方あると思いますけども、私は認識違います。非常にもっと地元で生産されているものを農家の方々が自分たちの子どもたちのためにおいしいもので、安全で安心なものを食べていただきたいということに、行政として可能な限り応えていくというのがまともでないかと思えます。ですから教育長が先ほどから答弁していることについては、私は正しいと思いますので、同じ考え方だというふうにご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） あのね、はっきり言って財政健全化、これはお米に限らず何でもそうです。町長は私が居武士の小学校の件についてお尋ねしたときに、居武士の小学校に28年度は1,500万円ほどのお金が入っていると管理課長が教えてくれましたけども、

そのとき町長はそういうようなお金があっても町の財政は楽になりませんと私に答えています。であれば、そういうことから考えて、もう既にね、おかしいですよ。私は弥富市っていうところ、海拔ゼロメーターといって、ちょっと水が出るともうすぐ水がつくところで出稼ぎに行って、そのときにいろいろな人と飲んだり食ったりしたときに、何て教えてくれたか。そのときは議員でなかったんだけど、町の財政、それを考えるときには一般の家庭の家計簿をつけるように、1円、5円というお金を大切にやっていかなければ町の財政なんか建て直せませんと。はっきり言って、それほど大切なのは財政と。これから訓子府町どれだけ続いていくか。どこかと合併するかどうかわかりませんが、借金残してということ、私のはっきり言って議員やっているとき、あともう少しです。私肺がんでもういつ死ぬかわかりませんから、それまでに借金はとにかくしてもらったら困るんです。はっきり申し上げます。私が議員やっているときに借金が増えてってというようなことになるのはつらいですから。ですからよく考えてやっていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 議員、食育との関係をちゃんと問題にしてください。

○2番（川村 進君） はい。

○議長（上原豊茂君） 食育との関係を質問してください。

○2番（川村 進君） 食育との関係は同じですよ。食育から進んで・・・

○議長（上原豊茂君） 進んだのはいいけど、方向が変わらないように。

○2番（川村 進君） 1円、5円の金を痛ましい、大変だと思って節約して米を買ってくれということです、言っていることは。それではっきり言って本当の話は、給食センターで買う食料品なり、いろいろなものは訓子府の全てのところから平等に買っていただきたいというふうに考えております。それでは二つ目の・・・

○議長（上原豊茂君） ちょっと待ってください。今の質問に対する回答があります。

町長。

○町長（菊池一春君） 可能な限り地元の小売商業のお店屋さんから納めていただくということは、私は教育委員会の給食センターを中心にして実行している。お米や地元で直接生産している野菜類等含めて可能な限り地元で、父さん、母さんが生産したものをより安心で安全なものを子どもたちに食べていただきたいというのも、これはお金の計算だけではなくてですね、お金的にも決して高くないですよ、320なんぼってというのは。ですから、そういうちゃんと物事の大事さを見極めて進めているということをご理解いただきたい。

関係ないことと言えば関係ないですけども、居武士小学校の学校が交付税で大体2千万円ほどの財政的な措置をいただいています。人件費等は道教委です。運営費からいくと、ほとんどそれで賄っている。だから居武士小学校を財政問題だけで語るということにはならないんだということを私は前にも答弁したというふうに思っています。

そして、ご存じのとおり企画財政課長から昨日ご報告申し上げましたように、借金等含めて、私どもの財政健全化、実質公債費比率は私が町長になったときの19%を超えている状態から7.2%まで、大変な皆さん方のご努力でここまで来たということも一つは健全な財政運営をさせていただいているということもご理解いただきたいということで私の答弁です。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） 今の居武士小学校の件ですけれども、それはちょっと違いますよ町長。居武士小学校の統合をすれば年間2千万円というお金が浮くということは、その2千万円はよそに使えるんです。はっきり言って。居武士の小学校があつて何かいいことというのは、あんまり考えられない。それで居武士の2人、3人の父兄の方が絶対統合に協力してくださいと言って、言われています。ですからこれは今、町長が言われたから言うけれども、居武士の小学校は統合する方がいいと思っています。

○議長（上原豊茂君） 議員・・・

○2番（川村 進君） それでは、もう同じ水掛け論になつてもしょうがない、堂々巡りも嫌ですから、通告している二つ目の入札についてお尋ねします。

町で実施している工事に関する入札について。

一つ目、透明性を高め、公正な入札執行を図るため、公開して行うことはできないか。

二つ目、特定建設工事共同企業体の運用について、対象工事の規模、それから種類および構成員、これ構成員といたら人員のことです。構成員数、それからこの共同企業体の組み合わせ、資格、これについて。

三つ目、過去5年間の工事の入札における不調の件数は何件か。

この3点お伺いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「入札について」3点のお尋ねがございましたのでお答えをさせていただきます。

まず1点目に「透明性を高め、公正な入札執行を図るため公開を行うことはできないのか」とのお尋ねがありました。

ご承知のとおり、入札は、事業ごとに指名委員会で指名した業者の入札参加者と町の関係職員によって、あらかじめ指定した会場において入札を執行しております。また、開札は入札参加者立ち会いのもと、入札に引き続いて行いますが、慣例的に入札参加者をはじめ町の職員も含め関係者以外は入札開始から開札終了までの間、原則入札会場への出入りを認めていません。

これは、一見入札が密室で閉鎖的に行われている印象を与えますが、入札参加者が席を離れることで入札にあつて何らかの事故などが生じないよう配慮し、このような対応をとってきたものでございます。

お尋ねのございました「入札の公開」でございますが、北海道など一部の自治体で一定の決まりを設け、報道関係者や一般の傍聴を認めている例もあり、公開の可否で申し上げますとできるものとお答えさせていただきます。

2点目に「特定建設工事共同企業体の運用について対象工事の規模、種類および構成員」についてお尋ねがございました。

特定建設工事共同企業体とは、建設工事の特性により、工事ごとに結成される共同企業体であります。対象工事の種類・規模、構成員、資格などの運用基準を設けてございます。

まず、対象工事の種類・規模でございますが、大規模な工事、工事予定価格が舗装工事、上・下水道工事、造園工事等を含む土木工事で1億円以上、建築工事で2億円以上な

どとなっておりますが、技術的難度の高い工事と認められる場合はこの限りではないとしております。

次に、構成員です。4社以内とし、その組み合わせは、最上位等級のみ、あるいは最上位等級および第二位等級に属する者の組み合わせを原則としております。また、構成員には、訓子府町内に主たる営業所を有する企業、いわゆる町内業者が1社以上含まれていなければなりません。工事等の技術的特性その他の事情により、町内業者を確保することができない場合は、この限りではないとしております。

資格につきましては、当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が4年以上あること。当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。全ての構成員が当該工事に対する許可業種に係る監理技術者または国家資格を有する主任技術者を工事現場に専従で配置し得ることが構成員を満たす資格条件になっております。

3点目の「過去5年間の工事入札における不調の件数」でございますが、ご承知のとおり公共工事の入札で、参加者が現れないか足りないことを「不調」、請負工事の場合、全ての入札価格が落札の上限である予定価格を上回ることを「不落」とされております。

お尋ねのありました、過去5年間の不調件数でございますが、1件となっております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えをいたしましたので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） 今回、入札についての1点目の、これは公開されなくてもしょうがない。しかし今回私が不審に思って、この質問をするきっかけ、これは町内の方ともいろいろお話ししました。そのときに、こども園の入札、これが何か変だなということ。それで聞いてみたら、これは入札でなくて、はっきり言って、工事名、こども園建設工事となって、これには請負契約の締結について、議会の同意を求めるものとして、これ入札でなくて、これは何ていうやり方なのか。共同企業体としてAランクが3社、そしてこれには契約したいのでということで、予定価格10億68万4,800円、契約金額9億9,360万円、そしてその内訳が一つには、外構等工事8,650万8千円、これは入札でなくやったんですか、町長。入札でないね、これ。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） こども園の建設工事の関係でございますけども、これの契約方法につきましては、入札により業者の方を選定して工事の方を実施したということになっております。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） 入札したけども不落になったんじゃないのかい。そしてその不落の後に何か私が聞いた話では、予定価格をつり上げて出てきて、もう一度というのが負担行為でやったということで、入札ではないんじゃないのかい、これは。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま、議員からご質問にありましたように、1回目の入札で不落となりまして、その後ですね、予定価格を積算し直しまして、その後、あらためて入札を2回目やりまして、落札業者を選定させていただいたということになっております。

時間的な経過で申し上げますと、平成27年3月23日にはじめに入札を行いました。その後ですね、3月30日にあらためてまた入札を行ったという流れとなっております。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） それじゃあ、どうして値段が上がったの。何で予定価格が上がったの。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 町では、訓子府町工事等入札執行取扱基準というのを定めておりまして、この中で1回目の入札でですね、10%または5千万円以上の予定価格と入札価格との差が生じた場合については1回で入札を打ち切って、その後、現場の実際でのですね、見積価格というのが、現場の施工実態とのちょっと乖離<sup>かいり</sup>があったということ来判断しまして、その1回目終わった段階でですね、入札に参加した業者の方から、それぞれ内訳書、見積もりの内訳書をいただきまして、それで再度、積算をし直しまして、予定価格の方をあらためて設定させていただいて、あらためてまた入札案内をさせていただいて入札を行ったということでございます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） これね、私らに入ってきて、私らも聞いた話では、入札不調になったと。そしてその後、訓子府町のAというAランク3社が共同企業体を作って、そして何か変な具合に入札落ちたというようなふうな言い方されて聞こえてきました。それでそんなA3社が三つになって共同企業体を組むなんていう入札があるんだろうかという、それは町民の皆さんが何か変だなと言いました。それで今回聞いたら、債務負担行為でやったと。それから入札でないという説明と。そして途中で価格が上がった。大体が価格が上がるなんて、実際に私は議員でなかったけれども、予算が通った、その予算を通した後に予定価格を上げたということになったら、議会を開いて、それが承認されたということかい、これは。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ちょっと誤解があっては困りますので、ちょっとあらためてですね、この共同企業体の方ですけれども、北見市内も含めましてAランク上位のですね、本町での受注実績のある業者5社、5社を予備指名しまして、その業者が今度あと町内の業者、あるいは町内で業者が見つからない場合については置戸町も含めてですね、業者同士が共同企業体を組んで、それは自主結成ですけれども、組んでいただいて、うちの方の入札の資格審査の申請をしていただいて、その後、指名委員会の中で再度審査を行いまして共同企業体を指名したという流れでなっています。ですから、ただこちらの方で町内3社を共同企業体を組んだとか、そういうことではなくて、まず5社を選んで、そこにそれぞれ町内の業者が組み合わさっていったということをご理解いただきたいと思います。

それから予定価格の変更の関係でございますけれども、これにつきましてはですね、1回目、3月23日に入札を行いましたけれども、その後、先ほど申し上げましたように入札参加の業者の方から見積書の内訳をいただいて、現場の実態等も乖離があったということで、あらためてうちの方で積算をし直しまして、その後、3月24日にですね、議会の全員協議会を開いていただきまして、その中で予定価格の積算内容の見直し内容等もご説明させていただいて、2回目の入札を行ったという経緯となっております。



○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） これはね、私は終わったことですから、あまりがたがた言いたくないんだけど、これから、はっきり言うけれども、15億6,600万円というスポーツセンターの建設があります。そしてそれが終わるか終らんかに今度は図書館の建設、これも10億円を超えるであろうかという工事が次から次へと控え、このスポーツセンターの工事のときには、青少年研修館というんですか、研修センター、これも併設されるんですね、そうするとやつぎばやにたくさんの工事がある。そのとき町民の皆さんはものすごく金を使って借金して、そして入札がどうもうさんくさい、何がやってどんなになっているかわからんということです。それははっきり言って、何人もの方、何人ものですよ、何十人とは言いません。何人かの方だけでも、私に言って、じゃ私一回聞いてみるよと。議員の中にも、私が聞いた、こういうのあるんだろうかと言ったら、よくわからないと言う。それでここに問題は、これ道新に掲載されていましたが、落札率という、一番大切だと。それでオンブズマンという方たちが落札率、予定価格に対して90%の落札率であればどうもうさんくさいぞと。より談合に近いと言えると。それが予定価格でいって落札率が95%を超えたらもう、はっきりと書いてありましたね、これは談合といえると。といいますと、これ今日も確認したけれども、この10億68万4,800円、それで契約金額が9億9,360万円、これ割ってみると97.2%、落札率が97.2%になるということは、これは異常な数字だというふうに解釈しています。どうしてこんな数字が出るか。それで今回、9月5日に執行した入札、これはスポーツセンターの解体工事となっています。これも予定価格が1億6,787万円、落札価格が1億6,340万円、これも97.2%の落札率、そうなるこれオンブズマンの方々が言う、もう両方ともが、より黒く、そういう印象を与えてしまう。これでは困りますよ。ですから15億6,600万円なんていう大きな、この庁舎が22億円を超えています。それで叶橋が10億円をちょっと超えた。それで今度のあれは、中学校がいくらだったか、もう20年近く前だからわからないんだけど、15億6,600万円という工事は、本町においては、もうそんなにできない。であればきちんとやってもらって、途中で入札で途中で予定価格を上げました、そんなこと、どうも不思議ではない。町職員は腹痛まないから。自分の懐から出る金でないから。しかし、そういうことを考えてやってもらわないとこれはどうにもならないよ。総務課長どうだい。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま、お尋ねありまして、談合の落札率のお話なんかもございましたけども、まず今回の予定価格を動かした点について申し上げますと、一つの入札の中で、1回目で例えば落ちなかったから2回目の一つの入札の中で2回目やるときに動かしたとか、そういったことであればちょっといろいろ詮索されるということも出てこようかなと思いますが、あのときはですね、1回目の入札の時点ですでね、1回目の予定価格が9億6,069万2,400円だったんですけども、最低入札価格が10億7,460万円ということで、その差額というのが1億1,390万7,600円、率にしますと予定価格と比較しますと11.9%の開きがあったと。予定価格自体もでかいので同じ11%でも1億円を超える差額があったということで、これでは2回目をやっても、その場でですね、2回目をやったにしても、これは落札する見込みがないということで、先

ほど申しあげました取扱基準を設けておまして、その中で1回目でそれだけの開きが出た場合については、再度、予定価格なりを積算し直して、もう一度入札を行うという手続きをとったということをご理解いただきたいと思います。

それから談合の落札率のお話ありまして、95%を超えたらもうオンブズマンのご指摘では談合ではないのかというようなお話もありましたけども、以前ですね、管内の入札の執行状況なんかも調べまして、その落札率なんかも調べたところでございますけども、当時で一番落札率の高かったところで大体99%ぐらい、1年間ですよ。それから一番低いところで申し上げますと94.6%ぐらいということでございました。うちの場合ですと平成28年でいいますと97.28%ですから97.3%、今のは工事入札の関係です。委託を除いた工事入札だけの話です。27年度をみますと97.72%、26年度が98.59%ということで、ご指摘のことで言えば、95%を超えているわけですけども、これについてはもう管内的にも、どこも全部ほとんど95%を超えているような状況になっておりますので、うちだけがこう異常な落札率になっているということではございませんのでご理解の方いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） あと4分です。

川村進君。

○2番（川村 進君） それはどういうふうな弁解しても何しても、町民の何人かの方にも疑いをもたれるような数字が出ては、これはマイナスですよ、町としては。私が思うのは常に心して、町民の皆さんに不愉快な思いをさせ、不明瞭な入札であるという思いをさせるのは、これはまずいよ。ですから15億6,600万円、それに4千万円を超える青年研修館とで16億円、そのうちの1億6千万円はもう入札が終わったんだけど、きちんと、これは総務課は積算もしなけりゃ、はっきり言って、あなたは入札だけやるだけだけでも、いいですか、頼みますよ、これは、私にはっきり言って、何か変だと。私はわかりませんでしたから、債務負担行為なんていうのわからない。どうしてそんなんで契約ができるだろうなんて思って、全然わからなかった。議員やっても議員失格、全然わからない、はっきり言って。だからこれはね、何度も口酸っぱくしてね言うけれども、町民の皆さんはよく見えています。はっきり言って。ですからそういう方が不審に思わないように、どうかひとつ努力してください。お願いしますよ。これについてどうだい。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

あと2分弱です。

○総務課長（森谷清和君） 今、議員からもご質問にございましたように、そういった談合の防止だとかですね、そういった業者間の不正行為ですとか、そういったことについては、うちの方でも指名停止処分の基準なんかも設けていますし、また工事自体がきちんと出来上がるように管理、それから検査の方も適正に行っていきたいというふうに考えています。また入札の結果情報の開示なんかも公表に努めておりますので、引き続きそうした入札の経過等についても、皆さんに公表していきたいと思っておりますし、あと官製談合の点でいいますと職員の服務監督についても今後とも徹底してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） これで私の質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 2番、川村進君の質問が終わりました。

ここで午後3時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、1番、余湖龍三君の発言を許します。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。一般質問通告書に従いまして、お願いいたします。今回は一つだけの質問ですので、その割に早く終わるようにお互い努力していきたいと思っております。

高齢者ハイヤーサービス事業についてお尋ねいたします。

この事業については、3月定例会の一般質問で今年度での内容充実をお願いした経緯がありますが、変更・充実は関係者への意見収集の上、今後に向けて検討するとのことのお答えだったと記憶しています。あれから半年が経過し、その間も事あるごとに私の関係町民から事業の充実を望む声は低下していません。そこで何点かのお尋ねをいたします。

一つ、今年度充実させた「利用枚数の倍増」の効果についてお伺いいたします。

二つ、町は老人クラブ連合会等、関係者との意見の収集など調査を進めていることと思っておりますが、今後に向けた内容充実のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「高齢者ハイヤーサービス事業について」2点のお尋ねがありましたのでお答えをします。

1点目に「今年度充実させた『利用枚数の倍増』の効果について」のお尋ねがございました。

平成29年度の高齢者ハイヤー利用サービス事業の8月末時点の実績につきましては、登録者数が385人、前年度と比較して14.6%増、町内会地区24.6%、実践会地区7.9%増となっております。

また、利用実績については906回、3.8%の減、町内会地区50回、18%の減、実践会地区856回、2.8%の減となっております。

本年度は相乗り制度を拡充したことにより、単独での利用が少し減っていることが予想されますが、前年度とほぼ同様の傾向と捉えております。

2点目に「町は老人クラブ連合会、関係者との意見収集など調査を進めていると思っておりますが、今後に向けた内容充実の考え」についてのお尋ねがございました。

本年3月の第1回定例町議会の一般質問での議員からの提案につきましては、参考意見として受け止めさせていただいた中、老人クラブ連合会、若がえり学級や介護保険で実施している協議体でのハイヤー、路線バスの利用方法の周知に合わせて意見などもお聞きし、今後の制度拡充への検討を進めているところであります。

また、本年度国土交通省で「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」が設置され、特

に過疎地域における乗合バス、タクシー、貸切バスやトラックなどの各種交通モードの規制緩和や互助による地域交通の確保のために介護保険制度で設置されている協議体との連携などが検討されています。

本町におきましても、75歳以上が1千人を超え、一人暮らしの高齢者が増えてきている状況からは、今後は国の最終報告も踏まえながら、新たな制度の創出も必要と感じているところです。

以上、お尋ねのありました2点につきましてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 回答ありがとうございます。ただ私の期待したような回答の内容にはなっていないので、何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず回答の中にありました実績数が増えたというのは大変喜ばしいことだと思っております。ましてや町内会が24%強増えていると。実践会は8%ということで、町内会の高齢者の方もその便利さというか、使えるならこれはいい制度であるということを実感して増やしてくれたんだと思います。ただですね、利用実績につきましては、これはどうなんですか、利用実績ってこれ29年度始まってからですから、まだ1年を通していないので、最終的なパーセントはよくわかんないという意味だと思うんですけども、今の時点で同じような感じで理解していいんだとすれば、使用については減っていると。これはその後書いてありますように、相乗りを実施したので減っているのではないかとということだとは思いますが、実際の話、相乗りの比率っていうのはわかるんですか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 昨年度はですね、2枚、3枚ということで券をもらっていたんでわかったんですけど、今年度につきましては、事業者にそこまでの負担をかけられないということで、実態としては捉えていません。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 実態としては捉えていない。大体わかると。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） これタクシー会社からの概ねの感触ですので、答弁にあるとおり単独での利用が若干減っているかなというような予想としてでございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） これ一つの質問なんで、上、下いきますけども、我慢して答えてください。

2点目で「具体的なことは何か考えてくれているんですか」ということでお聞きしたんですけど、私の3月の質問は参考意見として受け止めてくれて、老人クラブ連合会とか若がり学級、さまざまなところと検討を進めてくれているということはわかりました。ただ具体的なものが、これは国の中の制度の話であって、単独、今の町の進めている政策の私が望んだような方向性というのは、かけらも書いてませんけども、実際にこれ、国のやつについては、あとのまた別のものになるんじゃないかと思えますんで、今のハイヤー利用の券のことで前回お話したような、もっと乗りやすい状況といいますか、基本料金の中でも利便性のある、高齢者が乗ってみたいと思うような施策の方法というのは考えてい

ただいていませんか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 現在、検討段階ということでございます。そういった意味では、老人クラブ連合会の意見の中では、あまり現状、制度の部分で続けてほしいというのが大きな意見だったというところがございます。協議体のところでいくと、たまたま協議体の中で高齢者の足の確保ということで議題としてやっておりまして、私が行って若干説明と意見交換もさせていただきまして、そういった意味では、現状の基本料金の半額程度で街の方というか、街の高齢の方が乗れるような制度というのがどうなのかというところはお出されておりました。そういった意味では、議員のご意見であった100円券とか割引券、100円、200円、300円券等の部分については少しですね、現状利用されている、議員が言われるところの恩恵を受けている方が、その恩恵の分というのは減ってくるということもございますので、そういった部分で今の制度で全員により制度の改革ができる方向性を現在探っているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 今、課長が返答したことってというのは、今までの実績でいきますと、使っている大多数が実践会の方が多くて、街の方は恩恵を受けた結果がないので、そういうかたちになるんですよね。もしかしたら100円券、200円券だけで済ませてしまうと、もっともっとたくさん乗ったような方というのは、その恩恵が受けられないというのがあるんじゃないかとは思いますが、前に言われたことですが、この制度については交通弱者である高齢者が地域社会の中で安心して生活することを目的とし、日常生活の移動交通としてハイヤーを利用した際に支援を行うものであると。ここまではすごいいいなと思うんです。ですからこういうことが表題としてありますので、やはり恩恵の受けられる方が現実これだけ6年か7年目です。やってきた中で限られたような現実というのがはっきりしてきたと思うんです。前回でもはっきりしてはいたけれども、それでいて、やはりこの恩恵というのは別にお金をもらう、もらわんということがもちろん恩恵なんですけれども、最終目的は高齢者の方です。安心して地域社会の中で安心して生活するためすることを目的として日常生活をエンジョイするために、いろいろなことで良くなるために交通手段としてハイヤーを利用して恩恵を受ければ、もっともっとそういうことが盛んにできるんじゃないかと。そういうことだと思ってるので、やはり恩恵を受けることがそういうことの背中を押すことになると思うので、やはりこれはもう私が3月に指摘した時点から町としては、もっともっと積極的にその方法を考えていくべきじゃないかと思ってるんですけどいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今のご質問の部分でございますけれども、先ほど議員から町長の答弁の後段の部分について、今回の案件とは違うというご意見もいただきましたけれども、基本的に今、議員が言われていた、うちが今やっていた事業、ハイヤー利用サービス事業の部分について、やっとならぬ、国土交通省が重い腰を上げたというところで検討会を持ち上げました。そういった意味ではうちの事業の目的も現在検討されている国交省での検討会の中身と同様ということでございます。それと今、議員言われている市街地の方の特になんてですけども、単身の高齢の方というところも非常に人数的には増えていると

いうことも聞いていますので、そういった意味では町長からも答弁いたしましたけども、国交省でも言われている福祉と交通部局の連携が今後必要だということも今言われていますので、そういった意味のタクシー業界の規制緩和も含めた中で、国は最終報告として上げる予定だと思いますので、それらを見据えながら新しい制度設計が必要ではないかというふうに一答目でお答えをさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 今、課長が説明してくれた新しいそういうものというのは必要でしょうね。やったらいいですよ。これから進めていったら。私は今、きっとこの冬になったらまた困るような75歳以上がいるんで、やはりそういうものに対して早急に考えはないかと。将来的にこれから考えていくというのは今わかりますよ。国がそういうもので訓子府のいいものを逆に取り入れて、そういうものを考えていくとかといったのかなと思いますけども、私はやはり現在の段階で、しかもこの方法を進めるに当たって、そんな障害はないと思うですよ。方式的にも予算的にも。そんなことがあるんで、やはり早急な対処は必要な問題じゃないかなということで、今ある制度の充実、一步進んだ充実を考えてないのかなということでお話しています。いかがですか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） そういう意味では、3月の答弁の中で、町長からも申し上げましたけども、現状で相乗り制度、枚数のところはちょっと別なんですけども、相乗り制度の拡充をもって、29年度は現状の事業の推移を見させていただきたいという答弁もさせていただきますので、そういった意味では検討はさせていただきます。ただこの場で発言できるような状況にはなっていないということでご理解いただきます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 今、課長はこの場で検討できるような状態になっていないんだったら、じゃあ明日から検討してほしいなど。検討しますと言ってくれれば済む話なんですけど本当いいですよ。っていうぐらい私が実際の町の中にお年寄りというのは実際に交通手段について困っている現状はあると思いますよ。町の中歩いてみて、夏場見てもわかるんじゃないかと思えますよ。本当に病院ひとつ行くんでも、銀行行くんでも、Aコープ行くんでも、実際に75歳以上の方がカートを押しながらよたよた行かないかやいけないとか、暑いときに傘を差しながらカートを押してとか、現実的にこれは今、困っている話があるんですよ。だからこういうことは早急に考えるべき。だから3月の議会では町長は来年度に向かって考えると。29年度はそういうもの充実は考えないというお話をしましたけども、私はそれでは遅いと思う。やはりそうはいつでも、私が3月に提案して、この半年間、現実を見てくれたんだと思いますきっと。検討の中にそういうものはあったんじゃないかと思えます。そういうものを見てくれて現状はなんぼかでも聞いてわかれば、これはやはり12月の寒くなる時からでも何とかしてあげたいなど。100円券を10枚ぐらいずつぐらいでもいいから、とりあえずやってあげようとか、そういう意識になってくれるのが行政のいいところじゃないかと思うんですけどもいかがですか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 少し並行になりますけども、基本的には町長答弁どおり29年度については事業検討を進めるということで進めてさせていただきますので、先ほどの私の

答弁については、今この場でお話できる具体策はございませんということでございますので、検討はしてございます。ということでございますので、ご理解いただきたいと思ます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 100円券、200円券とかね、そういうハイヤー券を出すということは福祉の方でもやっている話だと思いますんで、方法的にはそんなに面倒くさい方法じゃないんじゃないかなというように感じます。確か3月にお聞きしたときにね、この制度については本当にいいという制度で、例として出されたのは、ある人が訓子府に来て、訓子府の町の中ずっと回って何万円もかかった。それでも払ったのは基本料金だと。それは望んでいることじゃないと思うんですよね本当からいいますと。この事業ってというのはね、そういう1回に何万円も使うような人は年間何人いるのかわからないですけども、そういう人の実施が何人あったのかというをお聞きしたいんですけども、望んでいるのはそこじゃないです。そんなことに2万円も3万円も使うぐらいだったら、100円券200枚出した方がずっといいんじゃないですか。そういうような方法というのはどうですか課長。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、1万円、2万円のお話出ましたけども、たまたまご高齢の方が自分の手をかけた現場をみたいということで町内一周を水道の水源地も含めてですね、回られたということで、ちょっと具体的に数字ははじいていませんけども、現段階でいうと1件だったかなというふうには記憶をしているところでございますので、余湖議員言われている100円券、200円券うんぬんについては、少しですね、金券としての流通がどうなるんだとかですね、タクシー会社との部分がどうなんだというようなところで今検討しているところでございますし、前回の3月のご質問では恩恵の差を主に言われてましたので、現段階の制度でいくと、議員言われる券を出すのというのは全員に出すということですから、同じことなんですけども、依然、券の外側というか、今の制度の部分でいくと乖離<sup>かいり</sup>はずっと続くなというふうに思っていますので、そこがなかなか頭がまわっていないというところでございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 券を全員に出すか全員に配るかとか、そんなことを言っているんじゃないんだわね、必要な基本料金で動くのが多い年寄りの方には、じゃ申請してもらって券を出してあげればいい。農家の方なんかはきっとそんなもんいらないうちかもしれないです。だっていつも1千円ぐらいかかるんですから、そういう区別はちゃんとあるんだし、強いて言えば100円券、200円券がどうのこうのという話でいえば、じゃ今出しているところに聞いてみてください。どうやっているのか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 現状の先進地のお話だったと思いますけども、基本的にはその部分ではお聞きしたことはございませんけども、たぶん上限2万円とかですね、そういう券の出し方をしているという事例はお聞きしたことはございますので、現状でいくと全ての人が2万円の利用ができる券を出しているというような状況かなというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 私の言い方が悪くて伊田課長には伝わってなくて、訓子府町でも医療関係で福祉の方でハイヤー券について、ハイヤーの基本料金以内でしたら100円券とか200円券、あと北見に行ってタクシー券とか、そういう方法がやっているじゃないですか、ハイヤー会社と共同で。だからそういう方法をやっている以上はそういうシステムっていうのがハイヤー会社との関係とか、先ほど課長がいったほど面倒くさいとか、新たなものを構築するとか、そういうことじゃなくて、できるんじゃないですか。そちらの関係の方に聞いてくださいと言ったんです。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） すいません、ちょっと質問の趣旨を理解できなくて申し訳ございません。私たち捉えているのは身障者というかね、体の悪い方の対応で確か300円券というか、券で基本料金分の券、それと500円分券が2枚、1か月当たりということで、それと移送サービスの部分については利用料として1回100円200円いただいて2キロ以内、3キロ以内ということで進めているということでございます。ただ福祉制度の部分につきましては、対象は非常に限定されていますので、そういった意味では、ちょっとなかなか厳しい部分もありますけども、議員の意見も参考に福祉部門とも連携をしながら進めてまいりたいというか、研究してまいりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 別の福祉のまねしてくれといっているわけじゃないですよ私は。要するに今言ったのはそういう100円券、200円券とかキロ数によって出す金額を変えるとか、そういう方法というのはハイヤー会社と協議しながら、いろいろなことをやっているんでしょって、だからそういうシステムを使うというか勉強するというか利用すれば、今これから町内会の元気かどうかは別として基本料金以内で移動するハイヤーを使うような方の100円券、200円券を出すとかっていうシステムはそんなに課長が言ったほど面倒くさくないんじゃないですかとお聞きしたんです。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） この場は検討の場でないんで、あまりあれですけども、基本的に私が考える部分でいきますと、どう公平性を保つかというところもございまして、そういった部分も含めて検討をしてまいりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） どう公平性を保つかというよりも、公平性を保つということは、みんな同じじゃいけないみたいな言い方になっちゃうんじゃないかと思いますが、結局使いたい方は申請今でもね、申請をして使わせてくれと。ましてや60枚でなくて120枚ほしい人も申請すれば120枚いただけると。そういうシステムになっているんですから、新しい制度のもとで、じゃそういうもの出しますよ、こういう使いやすくなりますよとって、申請が増えて使う人が増えてくれれば一番いいんじゃないですか。だからそういうシステムをちゃんと考えてくれて提供する必要があるが私はあると思うんですよ。だからしかも合わせて言えば、やはりこの冬に向かってでも早急にできるようなことじゃないですかというお話をしています。いかがですか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。



○企画財政課長（伊田 彰君） 時期はちょっと先ほどの答弁で申したとおりでございますので、そういった意味では議員が今言われた部分も含めて来年度に向けた検討をしてみたいというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 来年度というのは3月に聞いて一般質問でお答えいただいたことでありまして、私もそれからいろいろ考えていろいろお話を聞いて、やはり来年度はだめだと。全部変えてくれとっているわけじゃないんですよ。ちょっとしたことですよ。予算についてもちょっとしたこと。仕事についてもちょっとしたことで何百人のまちの中の高齢者が使いやすいねって、これなら使える、これはありがたいという制度になると思うんですよ。こんなの町長の一言ですよ、町長いかがですか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 一つは整理しておきたいと思うんですけども、実践会の人は申請が多い。町内会の人は申請が少ないと。すなわちそれは実践会の人は基本料金払ったらまちの買い物もできるし病院も行けますよと。しかし550円払わなきゃならないと。まちの人も550円払ったらタクシーで利用できますという点では平等なんですと。どうぞタクシーに乗ってくださいということです。でもその議論ではないと私は捉えています。それと一人暮らしの人や高齢の方々が非常に多いと。福祉で言っている65歳以上で体のご不自由な方で車のない方、一人暮らしの方、あるいは二人暮らしの方で申請があれば今いった300円の割引券なり100円なりが出ますよと。これを一般化することができるかどうかと。ここの検討をすなわち基本料金を除外して高齢者の足の確保のために最初にやったのはデマンド、その次にタクシーサービス、引き続きさらにバージョンアップして、これらのできるかどうかという検討を今、老人クラブの一つは今の見直しの関係で話をしたら、「今のままでいいんじゃないか」と。「大変いい制度だ」という声も聞こえてきています。それから29年度は実験的に倍出したけれども、このことによって判断をさせてもらいましょうと。これから冬場を迎えますから、等含めて30年度に予算措置できるかどうかということになるんじゃないでしょうか。だからすぐできると、すぐやれという点については、意見としては前回もそうでしたけれどもお伺いしておきますと。しかし、うちの予算の組み立てからいくとこれは今すぐというよりは慎重に、そしてやるのであれば長続きするような制度をちゃんとやらなきゃいけないと思いますので、まだ時間がかかるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） まず一つ、福祉のように体が悪い方とか、そういう方とか、そういうのと比較とか一緒にとか、そういう意味でしゃべってないのわかりますよね。私はそのシステムだけを利用していただければ、そういうものというのは、案外簡単にできるんじゃないのかなと。切り替えというのはできるんじゃないかなと思います。それともう一つは実際に本当に困っていらっしゃる方はたくさんいますよ。ですから先ほど町長が言ったように550円を同じく払うんだからいいじゃないかと。これは違うと思いますよ、やっぱり私は。言葉の上では一緒ですけども、農家の方とか目的が一つなんですよね、いろいろな行くところって、病院に行きたいとか、買い物にいきたいとか、銀行に行かなきゃいけないとか、そのものがあるのはまちなんですよやっぱり。福野の山の方にはないんです

よね。ですからそういう実践会的なところに住んでいらっしゃる方はそこに出てくるために必要なことが日常なんですよね。それが普通の世界にあるんですよ。その日常の世界にあることがそういうシステムを使うと550円で行けるというのは素晴らしいことなんですよ。ところがまちの方というのは、まちに住んでいるがばっかりにずっと昔からそこで歴史を築いたばかりに自分はずらくなって、銀行まで3キロなんだけど、歩いていくの大変なんですけど、ハイヤーに乗ったら550円なんですよ。そういうね、根本的なまちと農家の方、実践会に住んでいる方の置かれている歴史をみても、やはりまちの方がもう少し使えるような方法というのは絶対必要だと思いますよこれは。やはり550円払ったらみんな同じだからハイヤー乗れよっていうのは、ちょっとやはり6年間やってきてこれだけ町の方が使わないことの実績しか上がらないというのは本当にそういうことじゃないかと思うんで、これはそこんところが一番大事なんですよ。それをきちんとやってもらうことが私は本当にまちの方っていうか、今まちの方、まちの方っていいですけど、実際に使っていないのはまちの方だから、私はまちの方って、実践会の方はもっともっと使ったらいいと思いますよ120枚。だけどまちの方にも2枚、3枚でもいいから使えるようなシステムを今つくってあげなければ、やはり町のやっていることは不公平みたいなかたちに、要するにどちらかというところそう思っている方がたくさんいると思いますよ。ですからそここのところをもっと早急な検討をお願いしたいって、早急というのはやはりシステムを面倒くさいことをいっているんじゃないから、予算も何百万円も今、予算を組めという話じゃないと思うんですよね、これね。きっとまちの方がこの冬の間、3月までに使ったにしても本当にきっと去年使わないで余った金額ぐらいがちょうどなくなるぐらいじゃないかなって私は予想して言っているんですけども、どうなんでしょう、そこら辺。もう一度町長返答をお願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） なんかまちに住んでいるのが被害者のようなあれですけど、私はそうは思ってませんけどね。現状として足の課題というのは、どこに住んでいようと今、深刻な問題として出てきていると。全町的にそういう対応をするためのシステムを考えなきゃいけないと私は思っています。それから近々の課題でいいますと、免許の返納の問題で、この制度を作ったときに、75歳以上で免許の返納者が多いというのも実態ですから、75歳以上の対象にさせていただきました。これももっと促進を速度を上げるべきでないのかと。免許の返上するということの速度を上げるべきではないのかということを経済として政策として実現できる方法、具体的な中身を福祉の方も含めながらですね、やらなきゃいけないというふうに考えています。今言った余湖議員の言っている必要性については十分理解しています。しかし今、わかりました、12月の議会で提案して補正させていただきますということについては、今、私はそれはできません。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 今、私も免許のこととかね、いろいろ考えていましたけれども、よその町でも返納すれば何万円のハイヤー券がくれるとか、そういうことがありますけども、それから今、返答の中にもありました国交省の関係の新しい事業についても、大変いいことだと思うんで、免許のことも、ましてや年齢も75歳なんて後期高齢者なんて言わないで、70でもいいですから、免許返納したらとか、そういうハイヤーについても70

歳でもいいじゃないかなと私は思っていますけども、そういう新しいことは来年度びっと上げてほしいと思います。私も検討して賛成するときは賛成させてもらいたいと思います。ただ私は何度もしつこいようでも申し訳ございませんけども、本当に1日でも早く、1週間でも早く、ひと月でも早くできれば本当に10月、悪くても12月、この冬をそういうものを使えるような状態にしてあげたい。それは望みですので、それを強くお願いして私の質問は終わります。最後に一言お願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ちょっと古くなりましたけども、この訓子府の制度というのは非常に進んでいると。小清水の町長からも電話来て、ぜひ訓子府と同じような制度にしたいというようなことがありました。管内的に今どういう状態でどういう政策を作り上げているのかという、足の確保の問題でいうと、もう一步進めなきゃならないということはもう全く共通認識です。ただこれについてはちょっとお時間をいただきたいと。できれば30年度の予算で計上できるかどうかというのちょっとわかりませんが、できるだけそういう方向で検討していきたいと思いますので、ぜひまた議員の皆さん方にもご意見を伺いたいと思いますけども、議員協議会等でですね、こういうことが必要だというご意見があったらぜひ出していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） お願いをするだけお願いします。よろしくお願いします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 1番、余湖龍三君の質問が終わりました。

#### ◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日も引き続き、一般質問を継続いたしますので、ご参集をお願いいたします。

明日は午前9時30分からです。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時55分